

福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び
除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について

<検査の結果の主な内容及び所見>

1 除染の取組等の状況について

環境省の除染の効果に係る評価結果は、事前測定から事後測定までの測定間隔が短い箇所と長い箇所のデータが混在していたり、また、当該測定間隔が比較的長くなっていたりして、自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果が相当程度影響していると思料された。

所見:現在実施している特定復興再生拠点区域の除染の工事において自然減衰やウエザリングに起因する線量低減効果の影響をできるだけ排除して除染の効果を統一的に確認できるよう、測定間隔を可能な限り一定にして速やかに測定を実施するなどの手法を検討すること

2 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況について

廃棄物等の一時保管場所等に対する自然災害を想定した点検には、一部を除き、津波浸水想定区域内等に一時保管場所等が設置されていないかの確認が含まれていなかった。洪水浸水想定区域内等に設置されている一時保管場所の指定廃棄物については、対策が必要であるかについて追加の検討が必要としている。除去土壌等の保管状態が確認できず、管理が適切とは認められない事態等が見受けられた。

所見:一時保管場所等が津波浸水想定区域内等に設置されていないかの確認等を行ったり、指定廃棄物が飛散流出するおそれのある指定廃棄物一時保管場所については飛散流出の防止対策を実施したりすること。除去土壌等の保管状況を適切に把握するなどするよう徹底を図ること

3 中間貯蔵施設に係る事業の実施状況について

令和元年度末現在、中間貯蔵施設に係る用地は1164万 m^2 （全体面積の72.8%）が取得済みであり、仮設灰処理施設2施設（2年4月末現在）、廃棄物貯蔵施設2施設（2年4月末現在）、受入・分別施設9工区、土壌貯蔵施設10工区が稼働を開始し、除去土壌等668万 m^3 を輸送している。

4 放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の最終処分への取組状況について

福島県外において、放射能濃度が8,000Bq/kg以下になっている指定廃棄物は20,133 tと推定される結果となった。開発戦略で検討対象とする除去土壌の発生見込量には帰還困難区域で発生する除去土壌等は含まれていないが、同区域内の特定復興再生拠点区域では比較的高濃度の除去土壌が一定割合発生している。

所見:福島県外における指定廃棄物の放射能濃度を適時適切に確認した上で、8,000Bq/kg以下の廃棄物は通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能であるとされていることについて説明や情報発信を更に進めること。特定復興再生拠点区域で今後発生する除去土壌等の量や放射能濃度を速やかに推計し、その結果を踏まえて、最終処分に向けた取組を行うこと